

令和8年2月（第2回）教育委員会会議事録

1. 開催の日時及び場所

令和8年2月16日（月）18:00～19:15

市役所本庁舎 4階 教育委員室

2. 出席委員の氏名

田村賢二郎 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

澤田 英人 委員

3. その他議場に出席した者

中村教育次長、大石教育総務課長、島谷教育総務副課長、上田教育総務係長、高下教育施設課長、藤井施設管理係長、叶屋学校教育課長

4. 傍聴者 なし

5. 要 旨

教 育 長：ただ今から、令和8年2月16日、第2回教育委員会会議を開催いたします。本日は、委員全員が出席しているため、会議として成立していることを最初に報告します。はじめに、前回1月20日開催の第1回の議事録について、ご意見等ありましたらお願いします。

教 育 長：ないようですので、第1回の議事録について承認とさせていただきます。次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は重村委員にお願いします。

教 育 長：本日の議題は、議案第6号「宇部市教育委員会規則等の公布に関する規則中一部改正の件について」、議案第7号「宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則中一部改正の件について」、議案第8号「宇部市教育委員会職務権限規程中一部改正の件について」、議案第9号「宇部市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について」の4件と、その他の事項として、「宇部市学校施設長寿命化計画の改定について」、「令和8年度当初予算について」、「小中学校適正規模・適正配置計画について」、「寄附の報告について」の4件となります。また教育委員会会議は、公開を原則としていますので、本日の議題について全て公開としてよろしいですか。

教 育 長：異議がないようですので、本日の議題は、全て公開とさせていただきます。はじめに、議案第6号「宇部市教育委員会規則等の公布に関する規則中一部改正の件について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：現在、教育委員会の規則等の公布は、市役所その他、各市民センターでも掲示しているところですが、このたび、市長部局において「宇部市広告式条例」が改正され、市公式ウェブサイトへの掲載が追加されましたので、宇部市広告式条例の改正に準じて、同様に教育委員会規則の改正を行うものです。なお、この規則改正は、令和8年4月1日から施行します。

教 育 長：この件に関しまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

教 育 長：ないようですので、議案第 6 号「宇部市教育委員会規則等の公布に関する規則中一部改正の件について」承認ということによろしいですか。

教 育 長：それでは承認とさせていただきます。続きまして、議案第 7 号「宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則中一部改正の件について」、議案第 8 号「宇部市教育委員会職務権限規程中一部改正の件について」併せて事務局から説明をお願いします。

事 務 局：議案第 7 号と議案第 8 号は、関連がありますので、一括して説明します。これは、現在、教育支援課が実施している特別支援教育就学奨励費に関する認定及び交付事務を、教育総務課に移管することに伴い、課の事務分掌及び職務権限の改正を行うものです。なお、この規則、規程の改正は令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

教 育 長：この件に関しまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

教 育 長：ないようですので、議案第 7 号「宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則中一部改正の件について」、議案第 8 号「宇部市教育委員会職務権限規程中一部改正の件について」承認ということによろしいですか。

教 育 長：それでは承認とさせていただきます。続きまして、議案第 9 号「宇部市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：これは令和 7 年 6 月 11 日に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律、いわゆる給特法の改正の結果、教職員の働き方に関して様々な縛りが盛り込まれ、実施していくこととなりました。この法律で業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務付けられ、法律の施行が令和 8 年の 4 月 1 日ですので、それまでに計画策定する必要があります。どこの市町も同様に、同じような流れで策定に向けて進めている状況です。宇部市は、今回の教育委員会会議での承認を頂くとともに、総合教育会議の議題として挙げる予定です。計画の中身ですが、まず共通の項目があり、毎月どの先生がどのような理由で月 45 時間以上の時間外になっているかを把握し、改善に向けた具体的な手段を講じるようになります。宇部市の目標は、1 ヶ月時間外在校等時間が 45 時間を超える割合をゼロに近づけ、1 年間の時間外在校時間の月平均時間を 1 人当たり 30 時間程度にするとしています。これは国の目標が 4 年後を見据えて、この 45 時間から 30 時間程度に時間を下げること为目标にしていますので、今のうちから、その 30 時間を目指して取組を広げていかなければならないとの認識からです。この計画は令和 8 年度から 5 年間としています。この間に、学校行事の精選や連絡手段のデジタル化、教職員の退庁時間を 19 時までにする等の働き方改革を推進する内容を規定しています。最初に計画の趣旨、現状、2 番目に目標、3 番目に計画の期間、そして 4 番目に実施する業務量管理・健康確保措置の内容、それから 5 番目に、関連する取組が記載しています。概要は以上です。

委員：目次ですが、「関連する取組、今後のフォローアップについて」が6ページとありますが、5ページになると思いますので修正をお願いします。

事務局：修正いたします。

委員：3ページに記載があります「保護者や地域住民等による通学路の見守り活動を推進する」とありますが、どのように取組をする予定ですか。

事務局：これは学校以外が担うべき業務として挙げているもので、記載が難しい部分ですが、藤山小学校区で起こった事件以降、藤山地区の地域の見守り隊が学校と協力して見守りを行ってくれています。そのような協力体制をどの地区でも取ってもらえるように具体化していきたいと考えています。

教育長：見守りをされる方は、善意のボランティアとして協力いただいいますが、無理のない範囲で学運協を中心に見守り活動が広がっていくことを願っています。

委員：本来は保護者がやるべきことでもありますが、学校側も見守り隊のフォローを深くしっかりしていただければと思います。

委員：ボランティアに頼るだけでは限界があるので、学校を利用している人たちで協力体制を取れるよう協議の場があれば良いと思いました。

教育長：今後どのような体制を作っていくか、学運協やPTAを中心に考えていく必要がありますので、また皆様のご意見等いただきたいと思います。

委員：5ページに記載のある出退勤管理システムとは具体的にどのようなものですか。

事務局：学校のパソコン内にあるアプリで、出退勤する際に電子打刻し、時間管理しているものです。

委員：電子打刻した後も残業できる環境になっていないですか。正確に退勤時間が管理出来ている状況でしょうか。

事務局：現状では、アプリの電子打刻でしか時間を把握できない状況です。打刻後の残業や、持ち帰りの仕事もあるかもしれませんので、そのようなことができない管理システムの構築が将来的には必要だと感じています。

委員：単純に出退勤管理だけでなく、仕事内容を整理していかないといわゆるサービス残業は無くならないと思います。教員一人一人の勤務時間の中で済まされる業務量になっていく必要があると感じています。

教育長：業務があるのは分かりますが、退庁時間を決めて、タイムマネジメントの意識を持って取り組むことが重要だと思います。

委員：4ページに令和8年度から学校の電話機に通話録音機能を有する機器を順次設置するとありますが、具体的にどのようなものですか。

事務局：来年度は15台導入予定ですが、開校時間中の通話を録音するもので、録音する旨のガイダンスが流れ、録音が始まるものです。

委員：閉庁時刻以降の電話対応はどのようになりますか。

事務局：18時を目途として留守電対応メッセージが流れるようにしていきたいと考えています。その後は、17時30分に前倒しするようにしたいと思いますが、教員も電話連絡する業務がありますので、そのあたり見定めながら検討していきます。

教 育 長：時代の流れと共に、市役所や銀行でも窓口の開庁時間が短くなってきており、東岐波中学校でも17時30分までの電話対応としたみたいですが、大きな問題は起こってないと聞いています。後ほどの予算説明でも出てきますが、緊急時対応のために公用携帯電話を教員に配付することとしていますので、そういった電話対応についてもしっかりと検討していこうと思います。

教 育 長：他にご意見・ご質問ないようですので、議案第9号「宇部市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置 実施計画（案）について」承認ということでよろしいですか。

教 育 長：それでは承認とさせていただきます。続きまして、その他の事項として「宇部市学校施設長寿命化計画の改定について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：本計画の改定につきましては、前回1月の教育委員会会議で説明をさせていただきました。その中で、2月上旬を目途に意見をお願いしていましたが、委員の皆様から特に意見はありませんでした。そのため、本日は前回の説明後、市長、副市長協議を踏まえて、事務局で変更した箇所について、追加で説明をさせていただきたいと思います。38頁の第7章7-1、目指す姿の全体像として冒頭の説明文に、「将来に渡って児童生徒の学びを保障し、安心・安全に過ごせる最適な教育環境」を追記させていただきました。続きまして51頁、第8章8-4の部分ですが、実際に市長、副市長と協議を進めていく中で、アンケート調査を実施したところ、トイレの改修について児童生徒からの要望が多かったため、前倒して実施して欲しいという話がありました。もちろん教育委員会としても、トイレの現状については課題だと認識していました。ただ、宇部市の財政状況を鑑みて、学校のLED改修、そして体育館空調設置の目途が立ってから、トイレの改修を進めていきたいと考えていましたが、前倒す方向で修正しています。令和8年度に現地調査に入り、令和9年度から11年度の3年間で施工していく予定としています。その結果、5年間の計画総事業費の変更前が86億5,900万円だったものが89億700万円となっています。現時点で調査を終えていませんが、トイレの改修にかかる費用を5億円程度と見込んでいる状況です。主な変更点は以上ですが、本日ご承認いただいた案を教育委員会の最終案として、最終的に市長の決裁を仰ぐと考えていますので、ご審議よろしくお願いいたします。

教 育 長：トイレ環境については、いい状況ではないと児童生徒も保護者も感じていたと思いますが、委員の皆様にご相談しながら、前倒して実施していきますのでご協力よろしくお願いします。委員の皆様からご意見・ご質問がありましたらお願いします。

教 育 長：ないようですので、承認とさせていただきます。続きまして、その他の事項として「令和8年度当初予算について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：本日、市長より令和8年度当初予算案が発表されましたので、教育委員会所管の予算概要を報告します。まず、教育委員会所管の令和8年度予算の総額は、35億5,684万3千円で、令和7年度と比較すると、1億8,747万5千

円の減額となっています。続いて、教育委員会所管の主な予算について、令和8年度当初予算（案）の概要〔別冊〕によりご説明します。6頁の「防災・減災力強化事業」については、学校体育館空調設備の整備を実施します。15頁の「学力向上推進事業」については、放課後補習教室事業の実証実験を実施します。「学びの機会充実事業」については、小学校内ふれあい教室を4校増設します。「特別支援教育推進事業」については、教育支援を増員し、支援体制を強化します。16頁の「小中学校プール利用計画実証事業」については、民間プールの活用、近隣学校での共同利用実証実験を実施します。17頁「教職員の働き方改革推進事業」については、学校閉庁日の拡大や全校一斉退庁を実施します。「小中学校セーフティーネット構築事業」については、全小中学校に防犯カメラを設置し、緊急時の連絡手段として公用携帯電話を配備します。

「藤山中学校区施設一体型小中一貫校建設事業」については、市内初となる施設一体型小中一貫校の建設を進めていきます。「学び舎環境改善事業」については、校舎の照明LED化などの学校施設改修を実施します。18頁の「市立小中学校給食費無償化」については、小学校、中学校の学校給食費を完全無償化します。25頁の「宇部市立図書館リニューアル工事」については、図書館のリニューアル整備工事に着手します。「ミニ移動図書館車の導入」については、軽自動車タイプの移動図書館車を新たに導入します。

教 育 長：この件に関しまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

教 育 長：ないようですので、その他の事項として「小中学校適正規模・適正配置計画について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：2月10日に開催した西岐波中学校区の第3回地域協議会について報告します。

こちらの地域協議会は、常盤地区の住民より、西岐波中学校までの通学距離が長くなるなどの理由から協議が進んでいませんでした。そのため、再編計画の影響を受ける常盤小学校関係の委員で構成する専門部会が設置され、現在常盤中学校に進学している8つの自治会1,475世帯を対象に、今後の「在りたい姿」についてアンケート調査を実施しました。アンケート調査の内容は、専門部会が作成した次の修正案「市が示した計画通り進める（令和9年度から全員西岐波中学校へ進学）」、「実施スケジュールを令和14年度まで延期する」、「令和9年度から中学校の学校選択制を導入し、令和14年度から全員西岐波中学校へ進学する」、「令和9年度から中学校の学校選択制を導入し、令和14年度以降も条件が整備されるまで選択制を継続する」、「令和9年度から中学校の学校選択制を導入し、令和14年度から小学校区を再編する」に対し、第1、第2希望を選択したうえ、計画の実施の判断時期である令和14年度は、「早い」か「遅い」か、また、回答いただいた世帯は「子育て世帯」か「子育て世帯ではない」かを、選択するものでした。アンケート調査の結果、全体の23%となる336世帯から回答があり、子育て世帯からの回答は92世帯、記入回答に対する子育て世帯の割合は46%でした。また、案の選考は、第1、第2希望トータルで見ても、「学校選択制を継続する」が最多で、「小学校区の再編」、

「一定期間選択制を導入し、その後西岐波中学校へ進学」の順に高い結果になったと、専門部会より報告がありました。地域協議会は、この専門部会からの報告を受け協議した結果、令和9年度から当面の間、常盤・西岐波中学校への学校選択を可能とし、通学路の安全確保と通学支援の状況などを確認しながら、令和15年度までに、「全員が西岐波中学校に進学する」「学校選択制を継続する」「小学校区を再編する」のいずれかを判断するという案を、教育委員会に提案されました。また、委員の中から、教育委員会はできる限りアンケートや専門部会の意見を取り入れ今後の計画を進めてほしいとの意見がありました。教育委員会では、この度いただいた意見をしっかりと受け止めて、今後の対応を検討し、その結果を次回3月の地域協議会で報告する予定です。

委員：回答者のうち、子育て世帯率が46%とありますが、この率は高いと認識されていますか。

事務局：回答者が子育て世帯であるかどうかは、自己申告によるもので、1,475世帯のうち何世帯が子育て世帯であるか把握できませんが、回答者の46%が子育て世帯であることから、子育て世帯の関心が高いと思われます。

委員：実施時期が「早い」との回答が多いようですが、専門部会はこの結果を考慮し、どのように対応するのですか。

事務局：当初、専門部会が作成した案では、令和14年度までに方向性を判断するというものでありましたが、実施時期が早いという多くの意見を受け、専門部会では、判断時期を令和15年度までに遅らせることを地域協議会に提案されました。

教育長：他にご意見がないようですので、その他の事項として「寄附の報告について」事務局から説明をお願いします。

事務局：教育総務課から1月の寄附について報告します。1月は2件の寄附がありました。令和8年1月8日匿名の方から、平成24年度から通算165回目となる5千円の寄附を交通遺児のためとしていただきました。また、令和8年1月28日UBE労働組合宇部支部様から1万円の寄附を交通遺児のためとしていただきました。報告は以上です。

教育長：本日の議題等については以上となりますが、他にご意見等なければ、以上をもちまして、本日の会議を終了します。